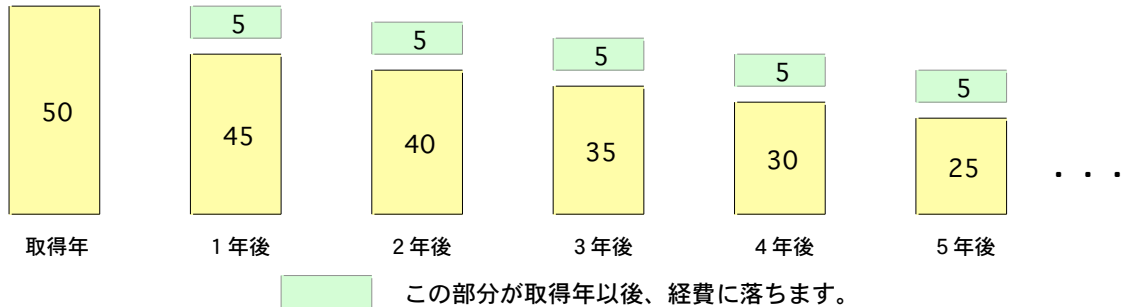


# 税法応用シリーズ：少額減価償却資産

一括で経費に落とせるものとは??

★通常、資産を購入した場合、その取得対価は一括で経費に落とせず、一定期間にわたり「減価償却」という手続きを経て経費に落とされます。



★では、すべての資産が一括で経費に落とすことができないのでしょうか？

以下の資産については経費に落とすことができます。

## ・10万円未満の取得価額

無条件に経費に落とせます。

## ・30万円未満の取得価額

◇いくつかの要件が必要です◇

①青色申告法人であること ②1年間に合計300万円まで ③明細を保管すること

## ★注意事項

いくつか気をつけて頂きたい点がございますので、パソコンを例にしてご説明します。

### ・パソコン一式

画面 (ディスプレイ)	10万円	}
本体	12万円	
キーボード	1万円	
プリンタ	5万円	
合計		28万円

この場合、個々の部品ごとに金額判定するのではなく、すべてを合わせてはじめて機能を満たす一単位ごとに判定しなければなりません。

また、このパソコン一式を11セット購入した場合、合計が308万円となり、年間枠の300万円を超えてしまいます。

300万円を超える資産に関しては、取り扱いには以下の通りです。

10万円未満の資産・・・一括経費
20万円未満・・・3年間均等で経費
20万円超・・・通常の減価償却計算 (パソコンでは4年間)

そして、経理上、消費税の**税抜経理**をしていると判定する金額は**税抜き**です。